



Glico グループ人権方針

Glico グループはグローバルに事業を展開するうえで、役職員（※）のみならず、全てのステークホルダー)の人権を尊重することが重要であると考えています。こうした考えに基づき、この「Glico グループ人権方針」において基本的人権の尊重に関する Glico グループの取り組み方針を定め、役職員によって遵守してまいります。併せて、「Glico グループ行動規範」の中でも、役職員一人ひとりが基本的人権を尊重することを宣言しています。

さらに、Glico グループとして、サプライヤー等のビジネスパートナーを含むバリューチェーンの皆様にも本方針への理解と支持を求めているものです。

これをもって、持続可能な社会を実現するための模範となるよう、取り組みます。

※本方針において「役職員」とは、Glico グループの取締役、監査役、執行役員および従業員（契約社員、派遣社員、パート・アルバイト社員を含む）を意味します。

1. 人権の尊重

- 1) Glico グループは、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）」「労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言」といった人権に関する国際規範や「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持します。また、Glico グループの親会社である江崎グリコ株式会社は、国連グローバル・コンパクトに署名をしており、Glico グループ全体でその 10 原則を支持しています。
- 2) Glico グループは、事業活動を行なう全ての国・地域において、自らの活動に関連する法令・ルールを理解し、これらを遵守します。万が一、同国または同地域の法規制が国際的な人権規範と一致しない場合、相反する場合、或いは同国または同地域において人権に関する法規制が存在しない場合は、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します

2. 事業活動に関わる重要領域

- 1) Glico グループは、自身による研究開発・調達・商品やサービスの提供をはじめとする全ての事業活動が、潜在的にまたは実際に人権への影響を及ぼす可能性のあることを認識しています。
- 2) Glico グループは、事業活動に関連する以下の取り組みが、人権尊重の重要な要素であると認識し、同取り組みを推進し実行していきます。なお、これらの取り組みは、Glico グループの事業活動が大きな影響力を持つ領域から推進します。
 - (a) 労働における基本原則および権利に反する「強制労働」および「児童労働」を容認せず、これらを利用しません。
 - (b) 年齢、性別、性的指向、性自認、性表現、障がいの有無、信条、人種、国籍、民族、宗教および社会的身分その他の状況を理由とする差別を行いません。
 - (c) 各国・各地域で働く一人ひとりが多様な個性や能力を発揮し成長することができるよう、適正な労働環境の

すこやかな毎日、
ゆたかな人生



確保に努めます。

(d) 各国・地域の法規制等に基づく結社の自由と団体交渉権等について労働者の権利を尊重します。

3. 人権デューデリジェンスの実施

- 1) Glico グループは、自らによって、またはサプライヤー等のビジネスパートナーを含むバリューチェーンにおいて、人権侵害を起こさず、また人権侵害を助長しないように努めます。加えて、国連が定める「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、その事業活動に関係する人権への負の影響を特定し予防または軽減を目的とした検証を継続的に行います。
- 2) Glico グループまたはバリューチェーンにおいて人権侵害を引き起こした場合、または、それを助長したことが明らかになった場合に、適切かつ効果的な救済措置を講じ、どのように対処したかを伝えるプロセスの構築に取り組みます。
- 3) Glico グループは、自身の事業活動が実際にまたは潜在的に及ぼす人権への負の影響について、関連するステークホルダーを認識し、人権への影響に適切に対応していくために、ステークホルダーからの視点が必要であることを考えています。Glico グループは、ステークホルダーの皆様の意見に誠意をもって耳を傾け、適切なタイミングで事業活動に関連する人権課題を共有していきます。

4. お問い合わせ窓口

- 1) Glico グループでは、それぞれの国や地域の法令・ルールまたは Glico グループ人権方針をはじめとするグループ内規程に違反する可能性を認識した役職員やそれを疑う役職員が、不利益を被る危険を恐れることなく会社に真摯な懸念を伝えることのできる内部通報窓口の重要性を認識しております。その一環として、Glico コンプライアンスホットラインのグローバルでの設置を進めており、人権に関する報告や内部通報を行った役職員に対していかなる不利益な取扱いも行いません。
- 2) Glico グループでは、お客様をはじめとする外部のステークホルダーの皆様からのご指摘や助言に対し、人権の問題に関するお問い合わせ窓口を設置し、それらを真摯に受け止め、人権問題への取り組みをはじめとする事業活動の向上に生かします。

5. 啓発活動

Glico グループは、人権に関する各項目につき、役職員の意識を向上させるための啓発を行います。また、ビジネスパートナーにも同様の啓発を期待します。

6. モニタリングと報告

Glico グループは、この Glico グループ人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて、遵守状況の改善に努めます。Glico グループは、モニタリングにより特定された問題やそれへの対応等、必要な情報は、WEB サイトや CSR 報告書等を通じて、定期的に開示をしていきます。

すこやかな毎日、
ゆたかな人生



7. 責任者

この Glico グループ人権方針におけるコミットメントの実現およびそれに向けた取り組みに関する Glico グループでの監督責任は、江崎グリコ株式会社の代表取締役社長が担います。

制定 2020 年 7 月

改訂 2023 年 9 月